

(公財)日弁連交通事故相談センター相談所一覧

>> 下記電話番号は面接相談・お問い合わせ専用です。電話相談につきましては、当パンフレット内面の「2 電話相談」の項をご覧ください。

●印：示談あつ旋・審査を行っている支部 ○印：示談あつ旋・審査を行っている相談所
※相談日、相談時間は、あらかじめお問い合わせの上お出かけください。

Table with columns: 相談所名, 所在地, 電話番号. Lists consultation centers across Japan, including本部, 札幌, 仙台, 東京, etc.

Table with columns: 相談所名, 所在地, 電話番号. Continues listing consultation centers across Japan, including大阪, 福岡, 名古屋, etc.

ご相談できる内容は

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の問題についてです。
被害者側・加害者側、相談者の居住地は問いません。

主な相談内容

- 損害賠償額の算定
● 賠償責任の有無、過失の割合
● 賠償義務者
● 勤務中の事故(会社所有車の事故・マイカーで会社の仕事中の事故・下請け会社の起こした事故に対する元請け会社の責任)、車の貸借中の事故、無断転貸、子名義の車の事故に対する親の責任、駐車車両の責任、盗難車の事故等)
● 損害の請求方法
● 自賠責保険及び自動車保険関係の問題、政府保障事業(ひき逃げや無保険車による事故……「保障事業への損害でてん補請求」手続)
● その他交通事故の民事上の法律問題(示談の仕方、時効等)

(公財)日弁連交通事故相談センターとは

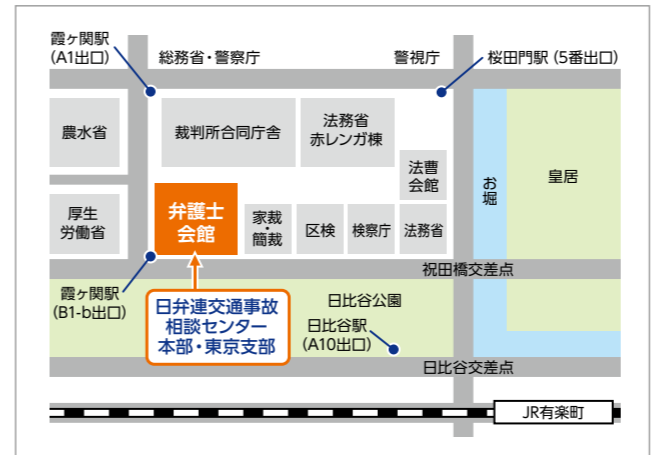
日本弁護士連合会(日弁連)が、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るため、昭和42年、運輸大臣(現国土交通省)の許可を得て設立した財団法人です。

そして、平成24年4月に、内閣府から公益法人認定を受け、従来の財団法人から公益財団法人に移行しました。

運営は弁護士が当たり、自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、現在、全国155ヶ所で面接相談を、うち39ヶ所の本・支部では示談あつ旋及び審査を、弁護士が無料で行っています。

*当センターは、国(国土交通省)からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

【本部・東京支部所在地略図】



【最寄駅】

- 地下鉄… 霞ヶ関駅(丸の内線・日比谷線・千代田線) B1-b出口直結 日比谷駅(都営三田線) A10出口から8分 桜田門駅(有楽町線) 5番出口から8分

- JR………有楽町駅から徒歩15分

【本部・東京支部面接相談】

- 予約電話：03-3581-1782
午前9:30～12:00 午後1:00～5:00(月～金の平日)
● 相談時間：午前 ①10:00 ②10:45 ③11:15
午後 ④1:15 ⑤1:45 ⑥2:15 ⑦2:45 ⑧3:15
※当日窓口受付枠もあります。窓口受付時間：午前9:30～午後3:00
● 受付・相談場所：弁護士会館3階

交通事故解決のお手伝い

平成28年度 保存版

弁護士が直接お話しを伺います 0570-078325

- >> 月曜日から金曜日 10:00～15:30(土・日・祝祭日を除く)
>> 相談無料(但し、通話料がかかります)
>> お一人様10分程度



公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内 TEL.03(3581)4724

協力 / 日本弁護士連合会・日本司法支援センター(法テラス) 後援 / 警察庁

日弁連交通事故 検索



http://www.n-tacc.or.jp

(公財)日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所です。

1 面接相談

無料

全国155ヶ所の相談所で、弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関するご相談を受け付けております。

面接相談をご希望の場合、お近くの相談所（相談所一覧を参照）にお問い合わせの上、相談日時をお確かめください。面接相談の際には、事故に関係のある以下の書類等を、整理してお持ちください。ご相談できる時間は30分程度です。

- 1 交通事故証明書、事故状況を示す図面（道路状況、加害・被害車（者）の位置、事故の場所、日時、天候等）、現場物損等の写真
- 2 診断書
- 3 後遺障害診断書・認定結果
- 4 治療費明細書（入通院日数、治療費・通院費のメモなど）
- 5 事故前の収入を証明するもの（給与明細書、休業損害証明書、源泉徴収票・確定申告書の写しなど）
- 6 相手方からの提出書類（示談交渉をしていれば、その過程）
- 7 加害者の任意保険の有無と種類
- 8 その他（差額ベッド代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモなど）

3 高次脳機能障害面接相談

無料

当センターは、自動車事故を原因とする高次脳機能障害について、面接による相談を以下のところで行っています（高次脳機能障害については、当センターのホームページをご覧ください▶ <http://www.n-tacc.or.jp/>）。

なお、相談日時、予約方法は相談所によって異なりますのであらかじめ問い合わせてお出かけください。

- 本部（東京）…………… ☎ 03 (3581) 4724 予約制
- 札幌相談所…………… ☎ 011 (251) 7730 予約制
- 横浜相談所…………… ☎ 045 (211) 7700 予約制
- 千葉相談所…………… ☎ 043 (227) 8431 予約制
- 京都相談所…………… ☎ 075 (231) 2378 予約制
- 大阪相談所…………… ☎ 06 (6364) 8289 予約制
- 名古屋相談所…………… ☎ 052 (565) 6110 予約制
（名古屋法律相談センター）
- 福岡相談所…………… ☎ 092 (741) 3208 予約制

5 物損のみの示談あっ旋

無料

>> 相談所一覧（裏面）の○○印を参照

損害賠償者が、下記の一般社団法人日本損害保険協会加盟保険会社による物損の示談代行付きの保険に加入している場合、物損のみでも示談あっ旋が可能です。

○ 一般社団法人日本損害保険協会加盟保険会社
（平成28年4月1日現在）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 10. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 |
| 2. アクサ損害保険株式会社 | 11. そんぽ24損害保険株式会社 |
| 3. 朝日火災海上保険株式会社 | 12. 大同火災海上保険株式会社 |
| 4. イーデザイン損害保険株式会社 | 13. 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 5. SBI損害保険株式会社 | 14. 日新火災海上保険株式会社 |
| 6. 共栄火災海上保険株式会社 | 15. 富士火災海上保険株式会社 |
| 7. セコム損害保険株式会社 | 16. 三井住友海上火災保険株式会社 |
| 8. セゾン自動車火災保険株式会社 | 17. 三井ダイレクト損害保険株式会社 |
| 9. ソニー損害保険株式会社 | (50音順) |

2 電話相談

無料

ナビダイヤル  **0570-078325**

弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する相談をお電話で受け付けております。

電話相談では、書類を拝見することができませんので、お電話での回答が困難な内容、例えば過失割合の判断などの場合は、お近くの相談所（相談所一覧を参照）で面接相談をお願いいたします。ご相談できる時間は10分程度です。混雑でつながりにくい場合がございます。

○ 受付時間

- 月～金（土・日・祝祭日を除く）10:00～15:30
 - 相談料は無料ですが、通話料金が掛かります。
 - IP電話からも相談のお電話を受け付けております。番号は、**03 (3581) 1770**
- 月～金 10:00～15:30まで（12:30～13:00は休憩時間）です。

■ ご注意

「0570」は、ナビダイヤルの番号です。当センターは、相談者様からのお電話を電話相談を行っている相談所の弁護士が自動転送によって受け付ける相談体制をとっています。

相談者様の居住地に関係なく、お電話いただけますが、電話をお掛けになったタイミングによっては、お住まいの地域の相談所だけでなく、遠方の相談所に接続されることもございますので、ご了承ください。

毎月10日は拡大電話相談の日……………

毎月1回、上記と同じ専用番号（0570-078325）で、相談時間を延長して電話相談を行っています。ご相談できる内容は、電話相談と同一です。

2016年	7月11日(月)	8月10日(水)	9月12日(月)	10月11日(火)
	11月10日(木)	12月12日(月)		
相談日	1月10日(火)	2月10日(金)	3月10日(金)	4月10日(月)
2017年	5月10日(水)	6月12日(月)	7月10日(月)	8月10日(木)
	9月11日(月)	10月10日(火)	11月10日(金)	12月11日(月)

※相談時間 10:00～19:00
※10日が土曜日、日曜日、祝祭日に当たる場合は、休日明けの平日に実施します。

4 示談あっ旋

無料




>> 相談所一覧（裏面）の○○印を参照

損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようお手伝いします。調停の民間版とでも言うべき制度で、早期に適正な賠償額での解決が期待できます。

まず面接相談を受けていただき、示談あっ旋に適する事案かを弁護士が判断した上、申込手续をしていただきます。

示談あっ旋が可能な事案……………

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による「自動車」事故事案に限ります。

-  **人損**
すべて可能（自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可）
-  **人損を伴う物損**
すべて可能（自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可）
-  **物損のみ**
損害賠償者が5の任意保険または6の任意共済のいずれかに加入している場合

※イラストはイメージです。



6 共済関係の示談あっ旋

無料

>> 相談所一覧（裏面）の○○印を参照

損害賠償者が、下記の9共済に加入している場合、「人損のみ」・「物損のみ」・「人損を伴う物損」、いずれの場合でも示談あっ旋が可能です。

- 1 全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）の「マイカー共済」※損害賠償者が自転車の場合、あっ旋が可能な場合があります。
- 2 教職員共済生協（教職員共済生活協同組合）の「自動車共済」
- 3 JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）の「自動車共済」
- 4 自治協会（全国自治協会）・町村生協（全国町村職員生活協同組合）の「自動車共済」
- 5 都市生協（生活協同組合全国都市職員災害共済会）の「自動車共済」
- 6 市有物件共済会（全国市有物件災害共済会）の「自動車共済」
- 7 自治労共済生協（全日本自治体労働者共済生活協同組合）の「自動車共済」
- 8 交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）の「自動車共済」
- 9 全自共（全国自動車共済協同組合連合会）の「自動車共済」、全自共と日火連（全日本火災共済協同組合連合会）の「自動車総合共済MAP（共同元受）」

7 審査

無料

>> 相談所一覧（裏面）の○○印を参照

上記の9共済については、示談あっ旋が不調（打切り）に終わった時、審査手続へ移行することができます。

調査・話し合いの結論として審査委員会が出す「評決」の金額を、9共済には尊重していただく事になっています。

※上記9共済は、企業責任として真の被害者救済のため、基本的な人権を擁護し社会正義の実現を図る当センターの活動に賛同いただいております。

車を運転する人の基礎知識

交通事故には3つの責任

交通事故を起こすと、行政（免許等）、刑事（懲役・禁錮罰金等）、民事（損害賠償）の3つの責任が問われます。

必ず任意保険・任意共済に加入を

自賠責保険だけでは十分な補償ができるとは限りません。当事者双方の生活を守るためにも、必ず任意保険・任意共済に加入しましょう。

事故は必ず警察へ連絡を

事故の発生状況が不明になりトラブルの原因になるばかりか保険請求に必要な交通事故証明書の発行ができなくなります。

交通事故の相談・紛争処理は信頼のおける相談所です

被害者や生活困窮者のための援護制度・援護機関

○ 暴力団が介入してきたら

各地の弁護士会（相談所一覧を参照）の民事介入暴力対策委員会にご相談いただくか、または、最寄りの警察署に早急に届け出てください。


○ 日本司法支援センター（法テラス）

>> 法テラス・サポートダイヤル  0570-078374（おなやみなし）
（平日9時～21時、土曜日9時～17時）

>> ホームページ <http://www.houterasu.or.jp>

法テラスの民事法律扶助業務では、経済的に余裕のない方への無料法律相談や問題解決のために弁護士などへの依頼を必要とする場合に、弁護士費用などの立替えを行います。なお、利用には収入などが一定額以下であるなどの要件を満たす必要があります。

○ 公益財団法人交通遺児育英会…………… ☎ 03 (3556) 0773

 0120-521286（フリーダイヤル）

>> ホームページ <http://www.kotsuiji.com>
保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないために、経済的に修学が困難な高校生以上の生徒・学生に無利子の奨学金貸与を行っています。（申込時29歳までの人）

○ 公益財団法人交通遺児等育成基金…………… ☎ 03 (5212) 4511

 0120-16-3611（フリーダイヤル）

>> ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp>
【交通遺児等育成基金事業】
自動車事故で父あるいは母を亡くした満16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金の中から拠出金を払い込んで「交通遺児等育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金として年4回（3、6、9、12月）一定額が支給されます。

【交通遺児等支援事業】
自動車事故で配偶者を亡くした方や重い後遺障害（自賠責1～3級）が残った方などで、中学生以下の子弟を扶養している方を対象に一定条件の下に、「越年資金」「入学支度金」「進学等支援金」「緊急時見舞金」を支給しています。

○ 独立行政法人自動車事故対策機構…………… ☎ 03 (5608) 7560

>> NASVA 交通事故被害者ホットライン  0570-000738
（土・日・祝日・年末年始を除く9時～17時）

>> ホームページ <http://www.nasva.go.jp>

自動車事故により死亡した方又は重度の後遺障害が残った方のお子様に対し健全な育成を図るため、義務教育終了まで交通遺児等貸付（無利子）を行っています。また、自動車事故で重度の後遺障害が残った方のために、介護料の支給及び常時介護を要する脳損傷者の治療・看護を専門に行う療護施設の設置・運営を行っています。そのほか、自動車事故に遭われお困りの方の相談窓口として交通事故被害者ホットラインを開設しています。